

平成27年3月30日
総務省北海道管区行政評価局



国有林野の管理及び利用に関する行政評価・監視 ーレクリエーションの森を中心としてー ＜改善通知に対する改善措置の概要＞



総務省北海道管区行政評価局では、平成26年6月から12月にかけて、レクリエーションの森の適切な維持管理、安全性及び利便性の確保等を図る観点から、施設の整備状況及び維持管理状況等について実地に調査し、この調査結果に基づき、必要な改善措置を講ずるよう林野庁北海道森林管理局に対して、改善意見を通知(平成26年12月18日)しました。今般、その改善措置状況について、同局からの回答の概要を取りまとめましたので公表します。

レクリエーションの森とは？

国有林の中から景観の優れた森林、キャンプなどの野外活動や自然観察などに適した森林を設定

北海道内では244か所、全国では1,080か所設定(平成26年10月1日現在)



＜本件照会先＞

総務省 北海道管区行政評価局 第二部第三評価監視官室

(担当) 加藤(かとう)、小野(おの)
(電話) 011-709-2311(内線3147) (直通) 011-709-1806
(FAX) 011-709-1843 (Eメール) hkd23@soumu.go.jp

改善通知に対する改善措置状況の概要

- 改善意見の通知日 :平成26年12月18日(通知先:北海道森林管理局)
- 回答受理日 :平成27年3月18日
- 調査したレクリエーションの森:21か所

《 当局の改善通知事項 》

1 レクリエーションの森の適切な維持管理

- ① i) 基本的な方針の明確化
ii) 点検基準・維持管理基準の明確化
iii) 具体的な実施計画の作成
- ② 利用者ニーズの動向等を踏まえた設定継続の必要性の判断
- ③ レクリエーションの森の設定を見直すこととしたもの → 廃止等設定を継続するもの → 適切な維持管理

2 レクリエーションの森の安全性・利便性の確保

- ① 地域関係者と連携した緊急連絡体制の確立
- ② 迅速性を求められる情報について、ホームページ掲載事項の明確化 等

《 北海道森林管理局の回答(改善措置状況) 》

- ① i) 基本的な方針を各森林管理(支)署長に通知
ii) 「施設の点検基準」及び「施設の維持管理基準」の作成
iii) 具体的な実施計画を作成するなど、計画的に点検等実施するよう各森林管理(支)署長に指示
- ② 幅広い地域関係者等の意見を勘案し、設定継続の必要性を判断
- ③ 設定の在り方については、平成27年度以降概ね6年間で見直しを進めながら、継続するものについては、「施設の点検基準」及び「施設の維持管理基準」に基づき適切な維持管理を実施

- ① 緊急時対応マニュアルを作成
- ② 危険箇所に関する情報等を迅速にホームページ上に掲載 等

○ ○
レクリエーションの森の安全性及び利便性の確保
レクリエーションの森の適切な維持管理

個別事項の改善措置状況

(1) レクリエーションの森の適切な維持管理

調査結果



全域にわたり雑草が繁茂

レクリエーションの森の特徴がいかされていない事例(6事例)



遊歩道に傾斜木があり歩きにくい

遊歩道が歩きにくくなっている事例(6事例)



崖に容易に立ち入れる状況

危険箇所への安全対策が不十分な事例(7事例)



分岐点に誘導標識なし

利用者に対する案内表示等の情報提供が不十分な事例(計13事例)



放置されたままのテーブルベンチ

老朽化した施設等が美観を損ねている事例(計10事例)



車いす利用者単独での使用が困難な身体障がい者用トイレ

利用者ニーズに応じた施設整備がされていない事例(計5事例)

老朽化施設の増大、職員数の減により全ての施設の点検・維持管理は困難なこと等が主な原因

改善通知事項要旨(平成26年12月18日)

- ① i) 廃止を含む設定の在り方、整備・維持管理の在り方に関する基本的な方針の明確化
ii) 点検基準・維持管理基準を明確化
iii) 具体的な実施計画の作成
- ② 関係地方公共団体等と協議、連携の上、利用者ニーズの動向等を踏まえた設定継続の必要性の判断
- ③ レクリエーションの森の設定を見直すこととしたもの → 廃止等設定を継続するもの → 適切な維持管理

改善措置状況要旨(平成27年3月18日)

- ① i) 設置目的が失われた地区、利用低位な地区等については原則廃止など、基本的な方針を各森林管理(支)署長に通知
ii) 新たに「施設の点検基準」及び「施設の維持管理基準」を策定
iii) 策定した各基準に沿って、具体的な実施計画を作成するなど、計画的に点検・維持管理等をするよう各森林管理(支)署長に指示
- ② 幅広い地域関係者等の意見を勘案し、設定継続の必要性を判断
- ③ 設定を継続するものについては、「施設の点検基準」及び「施設の維持管理基準」に基づき適切な維持管理を実施

(2) レクリエーションの森の安全性・利便性の確保

調査結果

(1) 緊急時対応

- レクリエーションの森の多くは、市街地から離れた遠隔地にあり、救急隊の到着や医療の提供に時間を要するおそれ
⇒ 緊急時の初動対応が重要

- AEDの適正配置に対する関心の高まり



- ① レクリエーションの森ごとの緊急連絡網が未作成
- ② 標識類の緊急時連絡先表示が不備・不正確
- ③ 緊急時の通報位置の特定が困難
- ④ AEDが設置されているものとされていないものあり

(2) ホームページにおける情報提供

- 利用者は、現地に行く前にホームページで情報を確認することが多い
- 通行の可否情報や危険情報は、特に迅速性が求められるところ



- ① 危険情報等を現地のみで表示し、ホームページ上では未掲載
- ② 地域関係者のホームページにおいて既に掲載されている情報を未掲載

改善通知事項要旨(平成26年12月18日)

(1) 緊急時対応

- ① 地域関係者と連携した緊急連絡体制の確立
- ② 標識類に緊急時の連絡先に関する情報の正確な表示
- ③ 地域関係者と連携した緊急時の通報位置が特定できるような方策の推進
- ④ 管理棟などが設置されたレクリエーションの森におけるAED設置の推進

(2) ホームページにおける情報提供

- ① 迅速性を求められる情報について、ホームページ掲載事項等の明確化、速やかなホームページの更新
- ② 地域関係者と連携した迅速性を求められる情報等の共有、当該地域関係者のホームページへのリンク設定

改善措置状況要旨(平成27年3月18日)

(1) 緊急時対応

- ① 地域関係者等の協力を得て、緊急時連絡網や初動対応等を内容とする緊急時対応マニュアルを作成
- ② 標識類の更新時等に緊急時の連絡先を標識類に表示
- ③ 標識類の更新時等に通報位置が特定できる番号プレートを設置
- ④ 地域関係者等と協力して、AEDの設置を推進

(2) ホームページにおける情報提供

- ① 危険箇所に関する情報、年齢や体力等に応じた施設の利用に関する情報等について、迅速にホームページ上に掲載
- ② 地域関係者等のホームページへのリンク設定に向けた取組を推進

* (1)及び(2)に係る措置について、1年後を目途に推進状況等を確認